

徳島県告示第四百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三好市	指定介護予防サービス事業者	名 称	所在地	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
		三好市池田町シンマチ一五〇〇番地二	三好市西祖谷山村一宇三六八番地九				